

第2章 環境目標・環境施策

1 望ましい環境像

「望ましい環境像」とは、久喜市環境基本条例の基本理念を実現するため“目指すべき未来の本市の環境の姿”です。

本計画では、“水と緑が豊かで美しい農的・田園的な風景・環境”の中に、“住みやすいまちが調和”した本市の環境を、誇りとして守り・育て、未来の子どもたちに引き継いでいくことを表すものとして、「水と緑と街が調和した豊かな環境を守り・育て、未来につなぐまち『久喜』」を望ましい環境像として掲げ、施策を推進してきました。

自然環境と都市環境の調和した住みよいまちづくりを、行政だけでなく市民・事業者のみなさんの参加のもと進めていくというメッセージが込められたこの望ましい環境像を引き継ぎ、実現を目指していきます。

**水と緑と街が調和した
豊かな環境を守り・育て、未来につなぐまち
『久喜』**

将来の久喜市のイメージ

環境目標が決まり次第、イメージ図追加

計画書の見方

- ① 環境目標
- ② 現状と課題
- ③ 施策展開の方針
- ④ 環境目標と関連した SDGs
- ⑤ 環境目標の達成度合いを測る環境指標
- ⑥ 環境目標が実現した将来イメージ
- ⑦ 環境目標の実現に向けた市の取組
- ⑧ 個別目標の実施方針
- ⑨ 個別目標の実現に向けた実施する施策
- ⑩ 環境目標の実現に向けた市民の取組
- ⑪ 環境目標の実現に向けた事業者の取組

1 環境目標 2 豊かな自然と人がともに生きるまち

現状と課題

① みどりの保全

県営公園の権現堂公園や久喜農圃公園、久喜市総合運動公園や弦代公園などをはじめとする身近なみどりは、多くの市民に親しまれているとともに、健康を含む市民の様々な生活の質（QOL）の向上にも貢献しています。

しかしながら、近年は都市化が進む中で、これらの自然空間が失われつつあります。そのため、樹林地や水辺の改修、遊休農地の増加を最小限にとどめるとともに、みどりの保全や創出を支援する制度の活用、コミュニティ活動や健康づくりの場としてのみどりの活用など、本多勢六博士の公園整備や緑地保全に対する理念を継承し、市民がみどりとふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供していく必要があります。

② 生物多様性の保全と理解の促進

本市には、利根川、中川、青毛堀川、元荒川などの河川のほか、裏山用水や見沼代用水などの用水路、池沼や湿地などの水辺、歴史的象徴の社寺林や屋敷林、市街地周辺の田園などの多様な環境要素が存在するため、多種多様な動植物が生息・生育し、生物多様性が豊かな地域となっています。

「指定希少野生生物種」であるカワラマツバ、コキツネノボケ、ヒメシロアザガ、ミドリシジミをはじめ、種物ではミスワラビ、デンジソウ、サンショウモ、キクモ、ミスオオバコ、タカラガエル、シュラン、動物ではカヤネズミ、オオカ、コムラサキ、トウキヨウダルマガエルの生息が確認されていますが、生育・生息場所が減少しています。

近い将来絶滅が危ぶまれている生きものもあり、市内の生物多様性の保全に向けて、生態系ネットワークの維持・形成、在来の生きものの保全やアライグマやアカミミガメ、ミスワラビなどに対する外来生物対策を進めていく必要があります。

また、私たちの暮らしは多様な生きものが関わりあう生態系から得られる恩恵によって支えられていることから、生物多様性の大切さを市民に広く周知していく必要があります。

3 施策展開の方針

樹林地や水辺、農地などは、空気浄化や水源涵養(かんよう)の機能を有するほか、動植物の生息・生育空間など多様な役割を担っており、この価値ある自然を本来の姿で保全する必要があります。また、まちなかの緑は、私たちに精神的なゆとりややすらぎをもたらすほか、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の対策にも繋がるものです。

これらの大切な自然を次世代へと引き継いで「豊かな自然と人がともに生きるまち」を実現するために、本多勢六博士の緑地保全に対する理念を継承し、緑地や水辺の改修、遊休農地の増加を最小限にとどめるとともに、池沼や湿地、公園、屋敷林などの「拠点」、河川や水路、道路などの「ネットワーク」、そして、水と緑の特性に応じた「ゾーン」を組み合わせて、有機的な水と緑のネットワーク形成を図ります。

また、市民が自然に親しめるよう、自然とふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供していくほか、市街地における緑や水辺を守り、暮らしの中でその豊かさを実感できるまちづくりを展開します。

関連する SDGs



4 数値指標

指標	現状値 令和3 (2021) 年度	目標値 令和14 (2032) 年度
都市公園の整備(供用)面積		
市民一人当たりの都市公園面積		
自然環境保全地区の指定数(累計)		
環境保全型農業推進事業実施面積		

7 基本目標達成のために市が行うこと

個別目標 (5) 生物多様性の保全

12) 動植物の生息・生育環境の保全

- ・市内の動植物の実態を定期的に把握
- ・生きものの生息地(ハビタット)となっている既存の緑や水辺を保全するとともに、生物多様性に配慮した緑や水辺の創出・管理を促進
- ・環境体験学習等の講座やイベント開催を通じて、生物多様性の保全の重要性を市民・事業者へ周知・啓発

13) 動植物とふれあえる空間の創出

- ・緑や水辺の適切な維持管理の実施
- ・自然観察イベントなど、動植物とふれあえる機会と場の提供

14) 外来種対策の推進

- ・「外来生物法」や「生態系被害防止外来種リスト」に基づき、外来生物による生態系や生活環境等への被害防止を推進

9 個別目標達成に向けた施策

施策	主な担当部署
① 「指定希少野生生物種」の生息・生育調査を継続的に実施するとともに、指定を継続し、保護を呼びかけます。	環境課 農業振興課 道路河川課 公園緑地課
② 自然環境や生物の多様性を保全・活用するため、市内のボランティアやNPO法人等と協働して、動植物の実態把握に努めます。	
③ 自然環境保全地区の指定の拡大に努めます。	
④ 希少動植物の生息・生育状況の情報収集に努め、土地所有者などの理解・協力を得ながら適切な保全策を講じます。	
⑤ 「ふゆみず田んぼ」を実験的に実施し、コウノトリの採餌環境づくりに努めます。	
⑥ 生物多様性に影響を与える開発行為などに対しては、環境保全対策を講じるよう適切に指導するとともに、特に重要な地域を保全する仕組みを検討します。	
⑦ 「外来生物法」や「生態系被害防止外来種リスト」に基づき、外来生物による生態系等への被害防止に努めます。	

2034(令和12)年の将来イメージ

生物多様性に対する市民の意識の高まりとともに、河川や排水路、池沼、湿地などの水辺、農地、屋敷林、河畔砂丘などの多様なみどりに対する市民や事業者による保全の機運も高まり、地域住民による保全活動、維持管理活動が広がりを見せています。

絶滅に瀕している生きものの生息地が保全され、多様な生きものが生息・生育できる環境に復元しつつあります。

緑地をはじめ住宅地からも雨水が浸透され、地下水が涵養(かんよう)されています。

まちなかでは、本多勢六博士の理念を具現化した公園の整備や住宅地の緑化が進むなど、みどりが豊かになり暮らしとともに、みどりや水と気候がふれあえる機会や場も広がり、暮らしの中で自然の豊かさを実感できるまちになっています。

将来イメージ、取組に合わせた写真やイラストを追加






10 基本目標達成のために市民が行うこと

1. 樹林地や水辺空間、公園の美化活動など、地域の環境保全活動に参画して参加します。
2. 市や地域の緑化活動に参画して協力、参加します。
3. 自然観察会や体験型学習イベントなどに積極的に参加します。
4. 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
5. 地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深めます。

11 基本目標達成のために事業者が行うこと

1. 市民や市が実施する自然観察イベントや美化活動に積極的に協力、参加します。
2. 市や地域で行う緑化活動に協力します。
3. 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
4. 地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深めます。
5. 敷地内や屋上などの緑化に努めます。

2 環境施策の体系

望ましい環境像	環境目標	関連する SDGs
水と緑と街が調和した豊かな環境を守り・育て、 未来につなぐまち『久喜』	1 脱炭素な暮らしを営むまち	
	2 豊かな自然と人が ともに生きるまち	
	3 資源循環に配慮した くらしを育むまち	
	4 健康で安全・安心・快適に 暮らせるまち	
	5 みんなで取り組む 環境づくりのまち	

個別目標	施策
(1) 省エネルギーの推進	1) 家庭の省エネルギーの促進 2) 事業者の省エネルギーの促進 3) 公共施設の省エネルギーの推進 4) 建物の省エネルギー化の促進
(2) 再生可能エネルギーの利用促進	5) 再生可能エネルギーの適切な導入の促進 6) 広域連携による再生可能エネルギーの調達の促進
(3) 脱炭素型まちづくりの推進	7) スマートコミュニティの促進 8) 移動における脱炭素化の促進
(4) 気候変動適応策の推進	9) 自然災害対策の推進 10) 健康被害対策の推進 11) 市民生活への影響対策の推進
(5) 生物多様性の保全	12) 動植物の生息・生育環境の保全 13) 動植物とふれあえる空間の創造 14) 外来種対策の推進
(6) みどり・水辺の保全	15) 緑地の保全、創出、活用 16) 水辺の保全、整備、活用 17) 公園の整備、活用 18) 水循環の保全
(7) 5Rの推進	19) ごみの発生抑制に向けた普及、啓発 20) 分別排出、収集の徹底 21) 資源化推進のための仕組みづくり 22) 循環経済への転換に向けた普及、啓発
(8) 適正な処理の推進	23) 安定的で効率的なごみ処理体制の推進
(9) 公害防止対策の推進	24) 公害防止対策の推進 25) 監視、測定の実施
(10) 安全・安心な生活環境の保全	26) 環境美化の推進 27) まちなみ景観の向上 28) 災害に強いまちづくりの推進
(11) 環境教育・環境学習の推進	29) 学校における環境教育の充実 30) 地域における環境学習機会の拡充
(12) 環境に配慮した行動の実践	31) 環境負荷の少ないライフ・ワークスタイルへの転換 32) 環境活動情報の共有
(13) 協働による環境活動の推進	33) 環境ボランティア、環境リーダーの育成 34) 環境に配慮した活動への支援 35) 協働による環境活動、イベントの充実

3 環境目標・環境施策

環境目標 1

脱炭素な暮らしを営むまち

現状と課題

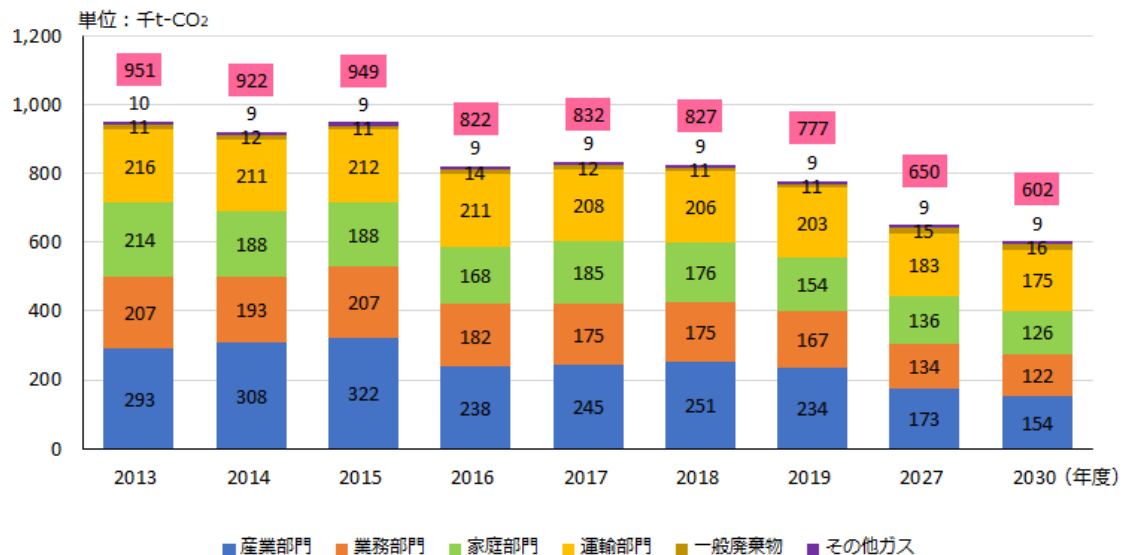
市内の温室効果ガス排出量の推移と将来予測

本市全域における 2013（平成 25）年度の温室効果ガス排出量は 951 千 t-CO₂ で、2019（令和 2）年度現在まで減少傾向で推移しています。部門別では、産業部門、運輸部門からの排出量が多くなっています。

排出量が減少している要因としては、省エネ機器の普及拡大や省エネ行動の実践割合の増加、太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及、電力排出係数の低下などの複数の要因が考えられます。

現在の傾向が今後も続くと仮定した場合、2030（令和 12）年には 602 千 t-CO₂ と 2013（平成 25）年度から 36.7%減少すると予測されます。

市内における温室効果ガス排出量の推移と今後の見通し



市内における温室効果ガス排出量の推移と今後の見通し

部門		実績値		予測値	
		2013年度	2019年度	2027年度	2030年度
		t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
産業部門	農林水産業	6,628	8,758	8,184	8,080
	建設業・鉱業	8,410	6,390	5,824	5,478
	製造業	278,169	218,454	158,809	140,007
	産業部門合計	293,208	233,602	172,816	153,565
業務部門		207,473	167,292	133,672	122,462
家庭部門		214,270	154,123	136,153	125,676
運輸部門	自動車	204,773	194,334	175,948	168,189
	鉄道	11,034	8,405	7,550	7,176
	運輸部門計	215,807	202,739	183,498	175,365
廃棄物	一般廃棄物	10,737	10,520	14,926	16,163
CO ₂ 排出量合計		941,495	768,277	641,065	593,232
その他ガス		9,746	9,189	8,815	8,679
温室効果ガス排出量合計		951,241	777,465	649,880	601,910

温室効果ガス排出量が増減する要因

温室効果ガス排出量の増減の主な要因としては、以下のものがあげられ、これら複数の要因が絡み合って増減します。

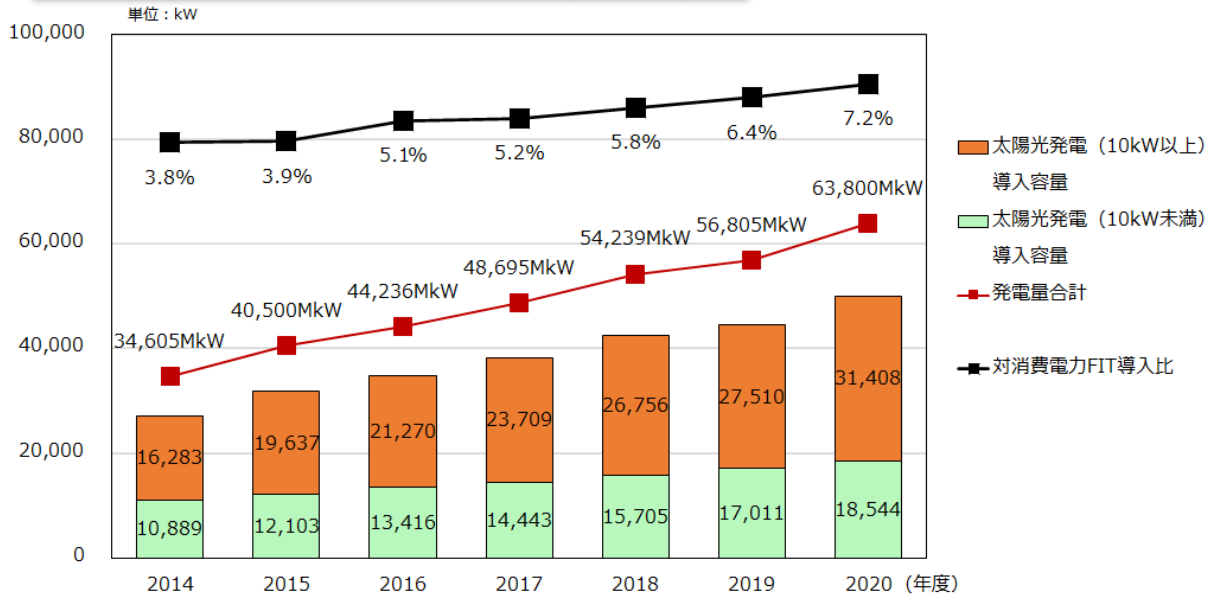
- ・天候（気温）
- ・人口・世帯の増減
- ・事業所の増減、経済活動の増減
- ・自動車保有台数、走行距離の増減
- ・ごみ排出量の増減
- ・日常生活や事業活動における生活家電、設備機器の増減
- ・日常生活や事業活動における省エネ活動・実践割合
- ・日常生活や事業活動における省エネ機器や再エネ機器、省エネ建築物の導入率
- ・生活家電や産業用機器、自動車などにおける省エネ化に向けた技術革新
- ・電力排出係数の増減

今後の見通しとして予測した排出量は、これらの要因が現在の傾向で推移すると仮定し、かつ現在の地球温暖化対策のみを継続した場合の推計（BaU 推計）です。

再生可能エネルギーの導入状況

2020（令和2）年度における本市の再生可能エネルギーの導入容量（FIT 認定分）は49,952kW、発電量は63,800MWhとなっており、全量が太陽光発電によるものです。再生可能エネルギーによる発電電力量は、市域で消費される全電力量の7.2%に相当します。太陽光発電容量別では、10kW未満が約37%、10kW以上が約63%となっています。

市内における再生可能エネルギーの導入状況の推移



※2021（令和3）年税務 GIS（航空写真レイヤ）による太陽光パネル面積は428,439㎡、導入容量42,844kW

エネルギー消費量と二酸化炭素排出量

●エネルギー消費量とは？

ガソリン、軽油、都市ガスなど化石燃料の使用、化石燃料を用いて発電された電力や熱の使用によって得られる発熱量のことで、単位はJ（ジュール）です。消費量には、再生可能エネルギーは含まれていません。

日々の生活を営む上でエネルギーは必要不可欠なものですが、このエネルギーの原材料として、石油、石炭、天然ガスなどの化石燃料が使われています。

●二酸化炭素排出量とは？

主にガソリン、軽油、都市ガスなどの化石燃料の使用、化石燃料を用いて発電された電力や熱の使用によって排出される二酸化炭素量のことで、単位はkg-CO₂あるいは t-CO₂です。排出量には、再生可能エネルギーは含まれていません。

二酸化炭素排出量は、以下の式であらわすことができます。

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{燃料の使用量} \times \text{燃料別排出係数}$$

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{エネルギー消費量} \times \text{エネルギー種別排出係数}$$

二酸化炭素排出量を減らすということは、化石燃料によるエネルギー消費量を減らすこと、あるいは化石燃料によるエネルギー消費量を再生可能エネルギーに置き換えるということになります。

緩和策の一層の拡充

これまで本市では、家庭・事業所における省エネ行動の促進や再生可能エネルギーの導入支援などに取り組んできましたが、引き続き、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、さらなる排出削減に向けた取組が求められます。

特にエネルギー利用効率の高い機器への更新や新規導入を促進するとともに、建物の省エネ化など、より削減効果の大きい取組についても普及・啓発を行っていく必要があります。

再生可能エネルギーの導入の加速

2050年カーボンニュートラルを実現するためには、化石燃料によるエネルギー消費から再生可能エネルギー利用へと転換していくことが必要です。

本市では、2020（令和2）年度までに49,952 kWの再生可能エネルギーが導入されましたが、温室効果ガス排出量の削減のためには、さらなる設備導入が求められています。

引き続き、市内における太陽光などの再生可能エネルギーについて、災害時における自立分散型の緊急用電源としての利用価値も高いことから、災害に強いまちづくりを進める上でも、周囲の自然環境や生活環境への影響に配慮しながら利用を促進する必要があります。固定価格買取制度（FIT）終了後の再生可能エネルギーの活用方策についても国の動向等を注視しながら検討を行う必要があります。

施策展開の方針

本市は、2021（令和3）年4月に久喜市「ゼロカーボンシティ」宣言を行い、2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す表明をしました。

「2050 カーボンニュートラル」の実現は、約30年間におよぶ長期にわたる取組が求められることから、本計画の目標年次である2032（令和14）年度までをカーボンニュートラル実現への加速期間としてとらえ、これまでの「排出抑制」、「低炭素」の考え方から「排出削減」、「脱炭素」の考え方へシフトし、省エネルギー行動の徹底、再生可能エネルギー利用拡大、次世代自動車の普及拡大やエネルギー利用効率の高い住宅・建築物の普及など、脱炭素型まちづくりなどの充実・強化を図ります。

また、本市で暮らし活動する人びとが、積極的に環境負荷の少ないライフスタイルや社会経済活動を展開し、エネルギー消費が最小限に抑えられ、温室効果ガスの排出が削減された脱炭素社会の実現を目指します。

また、近年、地球温暖化による気候変動との関連が指摘されている集中豪雨などの深刻化する自然災害、熱中症や感染症による健康被害などから市民の命と安全・安心な生活を守るため、国や埼玉県と連携しながら気候変動の影響に対応する取組み（適応策）の強化を図ります。

関連する SDGs



環境指標

指標	現状値	目標値
	令和3（2021）年度	令和14（2032）年度
市域の温室効果ガス排出量	777 千 t-CO ₂ (令和2（2020）年度)	475 千 t-CO ₂ (令和2（2020）年度)
市の事務事業からの温室効果ガス排出量		
市内の再生可能エネルギー導入容量（累計）	49,954 kW (令和2（2020）年度)	135,000 kW (令和2（2020）年度)

2034（令和12）年の将来イメージ

家庭や事業所においては、無駄を排除し、無理なく続けられる省エネ行動の実践が当たり前となっています。省エネ型の機器や次世代自動車※¹の導入が進むなど、脱炭素に向けた取り組みが着実に進み、温室効果ガスの排出も減少しています。

家庭や地域での再生可能エネルギー設備などの導入、利用が拡大しているほか、他の自治体や事業者との連携による再生可能エネルギーの調達が進んでいます。

また、エネルギー創出に加え断熱性などの省エネルギー性能を追求したエネルギー収支がプラスマイナス「ゼロ」の住宅や工場、ビルの建設が進むなど、まちの脱炭素化が進んでいます。

気候変動リスクに適応する取り組みも進められ、市民の防災意識が高まるとともに、豪雨などによる自然災害への対策や熱中症を予防する取り組みが浸透したまちになっています。

将来イメージ、取組に合わせた写真やイラストを追加

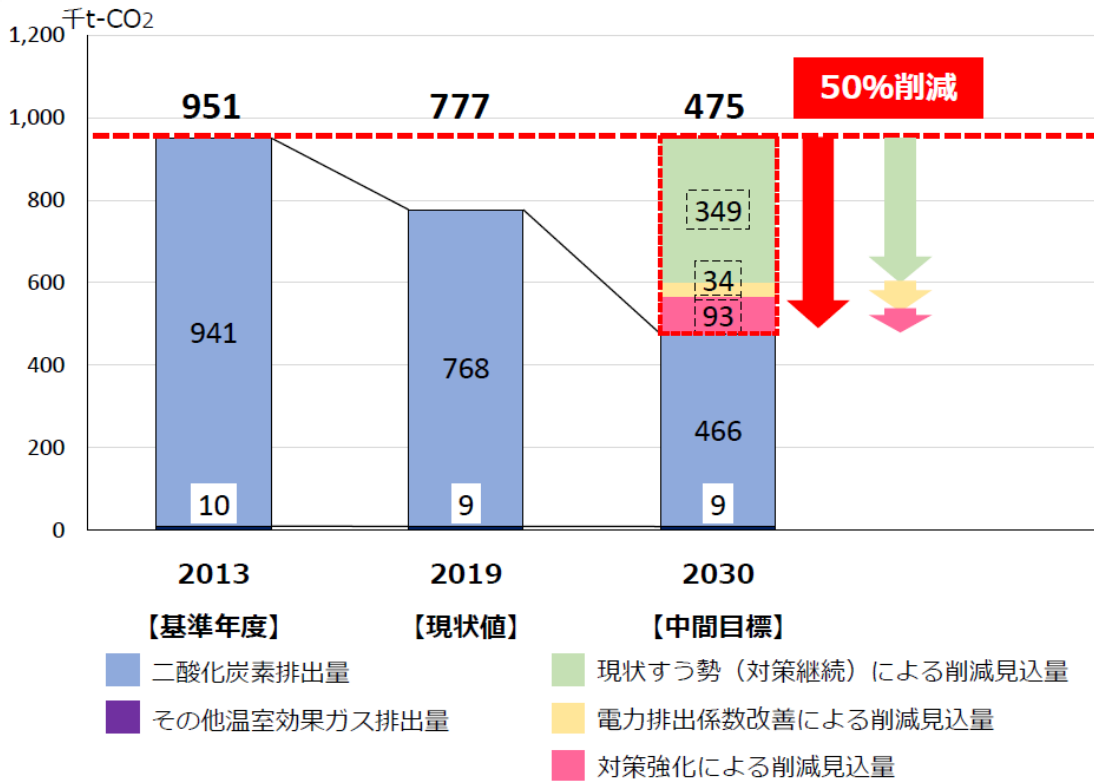
※1 電気自動車（EV）、プラグイン・ハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池車（FCV）で、走行時に排出ガスを出さない「ゼロエミッション車」（ZEV:Zero Emission Vehicle)のこと。

温室効果ガス排出削減目標

本計画における削減目標は、ゼロカーボンシティの実現に向け、以下のとおり設定します。

2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で50%削減

温室効果ガス排出削減目標



温室効果ガス排出量及び削減量の部門別内訳

単位：千t-CO₂

部門	2030年度排出量	基準年度（2013）からの削減量			基準年度比削減率（%）			
		現状すう勢（対策継続）分	排出係数改善分	対策強化分	基準年度比削減率（%）	うち対策強化分		
CO ₂	産業	137	-156	-140	-10	-6	-53%	-2%
	業務	96	-112	-85	-12	-15	-54%	-7%
	家庭	65	-150	-89	-11	-50	-70%	-23%
	運輸	161	-55	-40	-1	-14	-26%	-6%
	廃棄物	8	-3	5	0	-8	-24%	-75%
	計	466	-475	-348	-34	-93	-50%	-10%
その他ガス 合計	9	-1	-1			-11%		
温室効果ガス 合計	475	-476				-50%		

再生可能エネルギー導入目標

本計画における再生可能エネルギーの導入目標[※]は、以下のとおり設定します。

2030（令和12）年度までに 再生可能エネルギー導入容量（累計）を120,000 kW以上

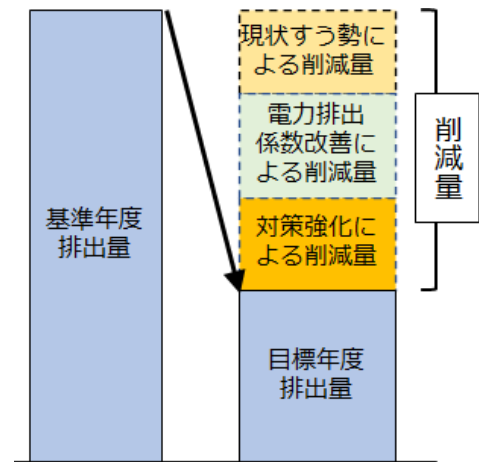
※FIT認定分をもとにした目標値

※2020（令和2）年度比で約2.3倍に相当

削減量の考え方について

基準年度からの削減量は、現状すう勢による削減量、電力排出係数改善による削減量、対策強化による削減量を積み上げた数値とします。

また、対策強化量とは、久喜市の施策として実施可能な市民や事業者の行動変容の促進、再生可能エネルギー設備の導入の促進、省エネルギー型の設備機器の導入・更新の促進、建築物の省エネルギー化の誘導などであり、国や県の制度変更や科学技術等の進展による対策量は見込んでいません。



■ 2030（令和12）年度までの削減量の内訳

削減区分	必要最低限の削減量（千t-CO ₂ ）
現状すう勢による削減量	348
電力排出係数改善による削減量	34
対策強化による削減量	93
再生可能エネルギーの導入による削減量	50
省エネ行動、設備機器更新等による削減量	43
その他ガスの削減量	1
削減量合計	476

基本目標達成のために市が行うこと

個別目標（1） 省エネルギーの推進

1) 家庭の省エネルギーの促進

- ・省エネルギー行動の啓発と習慣化を促進
- ・省エネタイプの機器・設備導入を進めるための支援を実施

2) 事業者の省エネルギーの促進

- ・省エネルギー行動の啓発と習慣化を促進
- ・省エネ診断の受診促進、設備の適切な運転管理と保守点検実施の周知と普及

3) 公共施設の省エネルギーの推進

- ・「第3次久喜市環境保全率先実行計画」に基づき、市の事務事業に係る省エネルギー対策を推進

4) 建物の省エネルギー化の促進

- ・省エネルギー化に配慮した建物・設備の普及・啓発
- ・公共施設の更新・整備等の機会を捉えて、建物における省エネ技術、エネルギーマネジメント技術の積極的な導入

個別目標達成に向けた施策

	施策	主な担当部署
①	電気・ガスの節約や利用の効率化など、市民や事業者の脱炭素社会実現に向けた省エネルギー行動の普及を促進します。	環境課 建築審査課 施設所管課
②	省エネルギー対策に関する情報の提供、環境学習講座の展開など、省エネルギーの知識・意識の向上のための啓発を図ります。	
③	家庭や事業所における高効率機器の設置・購入を促進します。	
④	市民、事業者、市が協働して省エネルギー行動の普及に取り組めます。	
⑤	エコドライブの定着に向けた普及・啓発活動を推進します。	
⑥	事業所における環境マネジメントシステム（エコアクション21、ISO14001など）の導入を促進します。	
⑦	第3次久喜市環境保全率先実行計画に基づき、市の事務事業における省エネルギー化を実施します。	
⑧	戸建住宅や集合住宅、ビル等の新築時や増改築時には、ZEH、ZEBや断熱性能の向上など、省エネルギー性能の高い建築物となるよう普及・啓発活動を推進します。	
⑨	公共施設においては、高効率空調や省エネルギー型の設備の導入・更新を図ります。	

個別目標 (2) 再生可能エネルギーの利用促進

5) 再生可能エネルギーの適切な導入の促進

- ・自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、災害時にも役立つ再生可能エネルギー設備の導入拡大を進め、家庭や地域でのエネルギー創出を促進

6) 広域連携による再生可能エネルギーの調達の促進

- ・他自治体や企業との広域的連携による、再生可能エネルギー電力の調達を推進

個別目標達成に向けた施策

	施策	主な担当部署
①	自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、住宅や工場、商業施設、公共施設などの未活用の屋根や駐車場、遊休地、営農型発電など太陽光設備が設置可能な場所の活用を促進します。	環境課 久喜ブランド推進課 アットマゼット推進課 施設所管課
②	「久喜市電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、公共施設における再生可能エネルギーの導入に努めます。	
③	再生可能エネルギーの余剰電力の蓄電やピークシフト等に資する蓄電池の導入を促進します。	
④	自家消費を前提に、余剰分の再生可能エネルギーを地域内で利用できる仕組みづくりを推進します。	
⑤	地域新電力など、市民、NPO 及び事業者等の主体的な発想や資金を活用し、地域主導で再生可能エネルギーの普及を進めるための実現化方策を検討します。	
⑥	水素エネルギーの活用、インフラ整備等に関する国・県等の動向把握や関連情報の収集を実施します。	

個別目標 (3) 脱炭素型まちづくりの推進

7) スマートコミュニティの促進

- ・地域の特性に応じた分散型エネルギーシステムの構築
- ・CO₂の吸収・貯留につながる身近な緑や農地の保全、カーボンオフセットの検討

8) 移動における脱炭素化の促進

- ・次世代自動車の啓発・普及
- ・公共交通機関や自転車、徒歩により快適に移動ができる利便性の高いまちづくりの推進

個別目標達成に向けた施策

施策	主な担当部署
① 市街地整備や公共施設の更新などまちづくりの機会を捉え、地区単位でエネルギーを効率的に利用するスマートコミュニティの創出を検討します。	環境課 アットマネジメント推進課 農業振興課 道路河川課 都市計画課 都市整備課 公園緑地課 施設所管課
② 都市計画マスタープランに基づき、都市機能や居住の誘導をするとともに、生活サービス機能へアクセスしやすい環境を整えたコンパクトなまちづくりを目指します。	
③ 防災拠点となる公共施設等においては、再生可能エネルギー（太陽光発電、コージェネレーション、電気自動車（EV）、蓄電池等）を活用した、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を検討します。	
④ CO ₂ の吸収・貯留につながる身近な緑や農地の保全を図ります。	
⑤ J-クレジット制度などを活用したカーボンオフセットの導入・拡大方策について検討します。	
⑥ 森林環境譲与税を活用した他自治体との連携による森林整備や公共施設における木材利用を推進します。	
⑦ 建物の緑化の促進、みどりのカーテンの普及など、まちの脱炭素化に貢献する緑化を促進します。	
⑧ 生活道路の整備をし、歩行者等の利便性を高めます。	
⑨ エコドライブへの心がけを啓発するため、PRを展開します。	
⑩ 大規模荷主や自動車通勤者が多い事業所に対し、エコドライブなどの適正運転の実施、公共交通機関の利用やカーシェアリングの導入などの取組を働きかけます。	
⑪ 電気自動車充電設備や水素ステーションなど、電気自動車・燃料電池自動車の普及促進に必要なインフラ整備を検討します。	

個別目標（4） 気候変動適応策の推進

9) 自然災害対策の推進

- ・豪雨の増加や台風の大型化等による河川氾濫、浸水などの自然災害対策について、国及び埼玉県と連携した治水事業などのハード対策を推進
- ・久喜市防災ハザードマップの周知やマイ・タイムラインの作成など市民等に向けた情報発信・普及啓発などソフト対策を推進

10) 健康被害対策の推進

- ・熱中症の発症防止に向けた、高齢者等の市民へ向けて予防に関する情報提供などの普及啓発の実施
- ・ヒートアイランド現象による温度上昇を抑制するため、建築物の蓄熱抑制や、まちなかの緑化を推進
- ・感染症の傾向や予防に関する情報発信などを推進

11) 市民生活への影響対策の推進

- ・関係機関等と連携し、災害時における各種ライフラインや交通網の強靭性を確保
- ・関係機関と連携しながら、農作物への影響対策を推進

個別目標達成に向けた施策

	施策	主な担当部署
①	国や埼玉県、流域自治体と連携し、堤防強化対策などの治水事業を推進します。	環境課 消防防災課 農業振興課 高齢者福祉課 中央保健センター 道路河川課 都市計画課 公園緑地課 下水道施設課
②	下水道施設・貯留施設の整備、雨水貯留施設の設置促進、排水施設の整備や適切な管理の推進など、水害予防対策を推進します。	
③	久喜市防災ハザードマップの周知や防災アプリの活用促進、マイ・タイムラインの作成支援などを図り、市民の防災意識の向上を促進します。	
④	熱中症の発生を抑制するため、ホームページや防災無線等を活用した注意喚起や熱中症情報を迅速に行うとともに、関係機関等を通じて高齢者等に対する見守り、声掛け活動の強化を推進します。	
⑤	熱中症患者の発生を予防するため、県と連携して市内の公共施設や事業所を「まちのクールオアシス」として認定し、休息施設としての利用を促進します。	
⑥	地表面などの緑化、透水性舗装の拡大など、ヒートアイランド現象の緩和に向けた取組を推進します。	
⑦	光化学オキシダント注意報発令時には迅速に周知を図ります。	
⑧	関係機関等と連携し、災害発生時における各種ライフラインや交通網の強靭性を確保します。	
⑨	関係機関等と連携し、高温化に対応した農作物の栽培方法や品種の情報収集を行います。	

基本目標達成のために市民が行うこと

1. 脱炭素社会づくりに貢献する「COOL CHOICE 運動」に参加します。
2. 市の省エネイベントに進んで参加します。
3. 徒歩や自転車、公共交通機関を利用し、環境に負荷のかからない移動手段を心がけます。
4. 太陽光発電システムの設置や再生可能エネルギー由来の電力契約への見直しなど、エネルギーの効率的な使用に努めます。
5. 住宅の新築や改築を行う場合は、省エネルギー性能の高い住宅、賃貸住宅を選ぶ際は断熱性に優れた住宅の選択に努めます。

基本目標達成のために事業者が行うこと

1. 脱炭素社会づくりに貢献する「COOL CHOICE 運動」に参加します。
2. 市の省エネイベントに進んで協力します。
3. 環境マネジメントシステム（目標設定型排出量取引制度、エコアクション 21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証など）を導入します。
4. 事業所内の設備に対して、適切な運転管理と保守点検の実施などのエコチューニングを実施します
5. 太陽光発電システムの設置や再生可能エネルギー由来の電力契約への見直しなど、エネルギーの効率的な使用に努めます。

環境目標 2**豊かな自然と人がともに生きるまち****現状と課題****みどりの保全**

県営公園の権現堂公園や久喜菖蒲公園、久喜市総合運動公園や弦代公園などをはじめとする身近なみどりは、多くの市民に親しまれているとともに、健康を含む市民の様々な生活の質（QOL）の向上にも貢献しています。

しかしながら、近年は都市化が進む中で、これらの自然空間が失われつつあります。

そのため、樹林地や水辺の改変、遊休農地の増加を最小限にとどめるとともに、みどりの保全や創出を支援する制度の活用、コミュニティ活動や健康づくりの場としてのみどりの活用など、本多静六博士の公園整備や緑地保全に対する理念を継承し、市民がみどりとふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供していく必要があります。

生物多様性の保全と理解の促進

本市には、利根川、中川、青毛堀川、元荒川などの河川のほか、葛西用水や見沼代用水などの用水路、池沼や湿地などの水辺、歴史的象徴の社寺林や屋敷林、市街地周辺の田園などの多様な環境要素が存在するため、多種多様な動植物が生息・生育し、生物多様性が豊かな地域となっています。

「指定希少野生生物種」であるカワラマツバ、コキツネノボタン、ヒメシロアサザ、ミドリシジミをはじめ、植物ではミズワラビ、デンジソウ、サンショウモ、キクモ、ミズオオバコ、タタラカンガレイ、シュンラン、動物ではカヤネズミ、オオタカ、コムラサキ、トウキョウダルマガエルの生息が確認されていますが、生育・生息場所が減少しています。

近い将来絶滅が危ぶまれている生きものもあり、市内の生物多様性の保全に向けて、生態系ネットワークの維持・形成、在来の生きものの保全やアライグマやオオキンケイギクなどに対する外来生物対策を進めていく必要があります。

また、私たちの暮らしは多様な生きものが関わりあう生態系から得られる恵みによって支えられていることから、生物多様性の大切さを市民に広く周知していく必要があります。

健全な水循環の確保

本市は、河川や用水路等の水系に恵まれたまちですが、昨今、河川水質の環境基準の超過がみられます。

水が本市のみならず、人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恩恵を享受できるよう、湧水の保全や流域市町と連携しながら健全な水循環の確保に努めていく必要があります。

施策展開の方針

樹林や水辺、農地などは、空気浄化や水源涵養(かんよう)の機能を有するほか、動植物の生息・生育空間など多様な役割を担っており、この価値ある自然を本来の姿で保全する必要があります。また、まちなかの緑は、私たちに精神的なゆとりややすらぎをもたらすほか、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の対策にも繋がるものです。

これらの大切な自然を次世代へと引き継いで「豊かな自然と人がともに生きるまち」を実現するために、本多静六博士の緑地保全に対する理念を継承し、緑地や水辺の改変、遊休農地の増加を最小限にとどめるとともに、池沼や湿地、公園、屋敷林などの「拠点」、河川や水路、道路などの「ネットワーク」、そして、水と緑の特性に応じた「ゾーン」を組み合わせ、有機的な水と緑のネットワーク形成を図ります。

また、市民が自然に親しめるよう、自然とふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供していくほか、市街地における緑や水辺を守り、暮らしの中でその豊かさを実感できるまちづくりを展開します。

関連する SDGs



環境指標

指標	現状値 令和 3 (2021) 年度	目標値 令和 14 (2032) 年度
都市公園の整備（供用）面積		
市民一人当たりの都市公園面積		
自然環境保全地区の指定数（累計）		
環境保全型農業推進事業実施面積		

2034（令和12）年の将来イメージ

生物多様性に対する市民の意識の高まりとともに、河川や用排水路、池沼、湿地などの水辺、農地、屋敷林、河畔砂丘などの多様なみどりに対する市民や事業者による保全の機運も高まり、地域住民による保全活動、維持管理活動が広がりを見せています。

絶滅に瀕している生きものの生息域が保全され、多様な生きものが生息・生育できる環境に復元しつつあります。

緑地をはじめ住宅地からも雨水が浸透され、地下水が涵養(かんよう)されています。

まちなかでは、本多静六博士の理念を具現化した公園の整備や住宅地の緑化が進むなど、みどりが豊かに感じられるとともに、みどりや水と気軽にふれあえる機会や場も広がり、暮らしの中で自然の豊かさを実感できるまちになっています。

将来イメージ、取組に合わせた写真やイラストを追加

基本目標達成のために市が行うこと

個別目標（5） 生物多様性の保全

12) 動植物の生息・生育環境の保全

- ・市内の動植物の実態を定期的に把握
- ・生きものの生息地（ハビタット）となっている既存の緑や水辺を保全するとともに、生物多様性に配慮した緑や水辺の創出・管理を促進
- ・環境体験学習等の講座やイベント開催を通じて、生物多様性の保全の重要性を市民・事業者へ周知・啓発

13) 動植物とふれあえる空間の創造

- ・緑や水辺の適切な維持管理の実施
- ・自然観察イベントなど、動植物とふれあえる機会と場の提供

14) 外来種対策の推進

- ・「外来生物法」や「生態系被害防止外来種リスト」に基づき、外来生物による生態系や生活環境等への被害防止を推進

個別目標達成に向けた施策

	施策	主な担当部署
①	「指定希少野生生物種」の生息・生育調査を継続的に実施するとともに、指定を継続し、保護を呼びかけます。	環境課 農業振興課 道路河川課 公園緑地課
②	自然環境や生物の多様性を保全・活用するため、市内のボランティアやNPO法人等と協働して、動植物の実態把握に努めます。	
③	自然環境保全地区の指定の拡大に努めます。	
④	希少動植物の生息・生育状況の情報収集に努め、土地所有者などの理解・協力を得ながら適切な保全策を講じます。	
⑤	「ふゆみず田んぼ」を実験的に実施し、コウノトリの採餌環境づくりに努めます。	
⑥	生物多様性に影響を与える開発行為などに対しては、環境保全対策を講じるよう適切に指導するとともに、特に重要な地域を保全する仕組みを検討します。	
⑦	「外来生物法」や「生態系被害防止外来種リスト」に基づき、外来生物による生態系等への被害防止に努めます。	
⑧	自然観察池や親水型の散策場所、遊歩道を整備し、自然体験型の環境学習の場を提供します。	
⑨	自然観察イベント等の開催を図ります。	
⑩	生物多様性に関して市民の理解を深めるため、環境イベントにおいて情報発信を行います。	

個別目標 (6) みどり・水辺の保全**15) 緑地の保全、創出、活用**

- ・樹林地や屋敷林を、重要な緑の拠点として各種の指定制度により保全するとともに、地域の市民や団体の協力を得て、適切な維持管理の取組を推進
- ・作物の生産や良好な景観の形成、動植物の生息・生育空間といった多面的な役割を担う農地の保全

16) 水辺の保全、整備、活用

- ・市内河川や池沼、湿地などの身近な水辺の維持管理を推進
- ・水辺を利用したイベントや河川清掃活動等の実施

17) 公園の整備、活用

- ・公園やビオトープ等の整備の推進
- ・公共用地内の緑地確保、開発事業等に伴う緑化指導を推進し、市内のみどりを保全・創出
- ・市民による緑化活動を支援

18) 水循環の保全

- ・流域市町村と連携して、雨水の貯留やかん養能力を持つ農地・緑地などの保全による健全な水循環の維持や下水道施設の維持管理を推進
- ・公共用水域及び地下水における水質保全を図り、良好な水環境の保全

個別目標達成に向けた施策

	施策	担当部署
①	「久喜市緑の基本計画」に基づき、緑地の保全、緑化の推進、生物多様性の確保、水と緑のネットワーク形成などに関する各施策を総合的、計画的に実施します。	環境課 農業振興課 道路建設課 道路河川課 都市計画課 公園緑地課 上下水道経営課 下水道施設課
②	自然環境保全地区の指定の拡大に努めます。	
③	屋敷林や社寺林、公園・緑地、水田・畑などを保全し、河川敷や道路沿いの緑化の推進により「水と緑のネットワーク」を形成します。	
④	公園や広場、保存樹木・保存樹林について、地域住民や団体、事業者と連携し、適切な維持管理を図ります。	
⑤	地域住民や団体、事業者による公共施設や道路の緑化活動を支援します。	
⑥	農地の多面的機能を維持・発揮するため、農業者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や田畑の景観形成などの活動を支援します。	
⑦	環境保全型農業の推進を図ります。	
⑧	荒廃農地の増加を抑制するため、農地中間管理事業を中心とした農地の利用集積、補助金などを活用した荒廃農地の発生防止や再生・利用などを推進します。	
⑨	市民や環境保全団体などと連携して、市民参加による河川や水路などの水辺の維持管理の推進やイベント活動を展開し、水資源や水循環への関心を深めます。	
⑩	水質を保全するため、事業所などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視を行います。	
⑪	下水道施設の維持管理を推進します。	
⑫	雨水貯留施設の設置促進、排水施設の整備や適切な管理を行うなど、雨水の流出抑制対策を推進します。	

基本目標達成のために市民が行うこと

1. 樹林地や水辺空間、公園の美化活動など、地域の環境保全活動に進んで参加します。
2. 市や地域の緑化活動に進んで協力、参加します。
3. 自然観察会や体験型学習イベントなどに積極的に参加します。
4. 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
5. 地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深めます。

基本目標達成のために事業者が行うこと

1. 市民や市が実施する自然観察イベントや美化活動に積極的に協力・参加します。
2. 市や地域で行う緑化運動に協力します。
3. 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
4. 地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深めます。
5. 敷地内や屋上などの緑化に努めます。

本多静六博士に関するコラムを追加

(予定の話題)

- ・それまでの日本にはなかったパブリックなオープンスペース（日比谷公園をはじめとする公共による営造物公園）の普及・拡大に貢献したこと
- ・地域の在来植生を活用した公園デザインであること
- ・林学の視点を取り入れた成長・変遷する樹木・植栽風景を取り入れた公園デザイン（明治神宮など）を活用していること

環境目標 3

資源循環に配慮した暮らしを育むまち

現状と課題

5 R の取組の継続的な推進

本市では、広報によるごみ減量の啓発など、ごみの減量化・資源化に向けた5 Rを推進していますが、令和元（2019）年のごみ総排出量は46,808t、市民1人1日あたりのごみ排出量は、835g となっており、前計画策定時よりは減少しているものの、近年は微増傾向で推移しています。

引き続き、5 R のライフスタイルやビジネススタイルの普及に努めるなど、より一層のごみ減量化を進めていく必要があります。

食品ロスの削減

国内における食品廃棄量のうち、まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」は、2019（令和元）年で約570万 t 発生しているとされており、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の年間食料援助量約420万 t（2020（令和2）年）を大きく上回る量です。これは、日本人1人あたりに換算すると、お茶碗約1杯分（約124g）の食べ物が毎日捨てられている計算になります。

そのため、2019（令和元）年5月に成立した「食品ロス削減推進法」では、食品生産から消費までの各段階で食品ロス減少へ取り組む努力を「国民運動」として位置づけています。

本市においても、さらなるごみ減量の推進に向けて、食品ロス削減に向けた取組を強化していく必要があります。

プラスチックごみの削減

私たちの生活のあらゆる場面で利用されているプラスチックですが、まちなかにポイ捨てされたプラスチックのほとんどが、雨や風で河川に流れ込み、海へ流れ着きます。

海洋には、合計で1億5,000万 t のプラスチックごみが存在すると推定され、さらに毎年800万 t 以上のプラスチックがごみとして海洋に流れ込んでいます。これらのプラスチックは自然界の中で、半永久的に完全に分解されることなく存在し続けることから、既に海の生態系に甚大な影響を与えているなど世界的な問題となっています。

本市においても、使い捨てが中心のプラスチック等の使用削減や分別の徹底によるリサイクルの推進などの取組の強化が必要となっています。

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が求められています。

国・県の動向を注視しながら民間活力を活用し、資源消費の最小化や廃棄物の発生抑止等を目指していく必要があります。

施策展開の方針

ごみ（廃棄物）を減らすためには、まず、余計なものは買わない、使わない、貰わないこと（発生回避：リフューズ）とごみを出さないこと（発生抑制：リデュース）を優先して、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）、修理（リペア）を推進することが必要です。ごみを減らすことは、環境への負荷の抑制につながるだけでなく、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を減らすことが可能です。

ごみの総排出量及び市民 1 人 1 日当たりのごみの排出量は減少傾向にありますが、引き続き、より一層のごみ減量に向けて、ごみの発生回避（リフューズ）、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）、修理（リペア）の 5R を推進し、市民・事業者への普及啓発活動を実施していきます。

また、分別排出の徹底による資源化の促進、収集運搬作業の効率化など、ごみ処理体制を充実していきます。

関連する SDGs



環境指標

指標	現状値 令和 3（2021）年度	目標値 令和 14（2032）年度
ごみ総排出量		
市民 1 人 1 日当たりのごみの排出量		
最終処分量		

2034（令和12）年の将来イメージ

必要な時に必要な量だけ商品を購入する、捨てる前に必要としている人に譲るなど、環境に配慮した消費行動が定着しています。

家庭では水切り等の徹底や食品ロスを減らす取り組み等が広がり、家庭から出される燃やせるごみが減っています。

使い捨てのプラスチック等の使用が抑制され、紙類等資源物の分別も徹底されており、市民1人が1日当たりに排出するごみの量が少ないまちになっています。

また、循環経済への移行が進み、ごみとして捨てるものでも資源として再利用する仕組みが整っています。

将来イメージ、取組に合わせた写真やイラストを追加

基本目標達成のために市が行うこと

個別目標（7） 5Rの推進

19) ごみの発生抑制に向けた普及、啓発

- ・広報紙やホームページ、パンフレット、ポスター等を活用して、発生回避、発生抑制、再使用、再利用によるごみの減量化・資源化のための情報を提供
- ・地域団体と連携し、ごみをつくらない、出さないための行動を呼びかけ
- ・使い捨てプラスチックの使用削減や食品ロスを抑制する取組など、ごみの減量化に対して効果のある諸制度について、幅広く情報を収集し、必要に応じて導入を検討

20) 分別排出、収集の徹底

- ・ごみの分け方、出し方について必要な情報をわかりやすく市民・事業者を提供し、分別排出の徹底を促進

21) 資源化推進のための仕組みづくり

- ・不要となったものを再使用、再生利用するための仕組みづくり
- ・資源物の集積所回収をはじめ、市民団体等による集団回収活動への支援などの資源物回収事業を実施
- ・事業所に対して、自らが責任をもって適切に処理することを徹底させるための啓発及び指導を実施

22) 循環経済への転換に向けた普及、啓発

- ・市民に対するエシカル消費行動の呼びかけ、事業所に対する環境配慮型商品・製品の設計・製造・販売を呼びかけを実施

個別目標達成に向けた施策

	施策	主な担当部署
①	ごみの減量化のため、ごみの発生回避（リフューズ）、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の更なる推進に主眼を置きながら、再生利用（リサイクル）、修理（リペア）を含む5Rを推進します。	資源循環推進課 久喜宮代衛生組合
②	買い物時のごみの発生を抑制するため、事業者とともに簡易包装による購入やマイバッグの持参などを市民に呼びかけます。	
③	事業者とともに、使い捨てプラスチックの使用の抑制を市民に呼びかけます。	
④	家庭や飲食店等に対し、食べ残しや余分な食材の購入を減らすことで食品廃棄物の発生を抑制するよう啓発します。	

施策		担当部署
⑤	ごみの出し方（分別収集、収集日時、各集積所の管理）の周知を図るため、普及啓発活動を行います。	資源循環推進課 久喜宮代衛生組合
⑥	生ごみの減量化及びたい肥化により資源の有効利用を図るため、家庭用生ごみ処理機・容器が普及するよう支援します。	
⑦	地域における資源ごみのリサイクルを促進するため、地域でリサイクル活動を行う団体に対して支援を行います。	
⑧	空かん、空びん、ペットボトル等の回収、資源化及び再生利用を推進します。	
⑨	庁内から排出されるごみの分別収集や機密文書の溶解処理（セキュリテリサイクル）などリサイクルを推進します。	
⑩	公共施設において、使用済インクカートリッジの回収を行い、リサイクルを啓発します。	
⑪	使い捨てのプラスチック製品の使用を削減するよう啓発します。	
⑫	市民に対する環境に配慮した消費行動や、事業所に対する環境配慮型製品の設計・製造・販売を呼びかけていきます。	

個別目標（8） 適正な処理の推進

23) 安定的で効率的なごみ処理体制の推進

- ・高齢者世帯の増加など、将来のごみを取り巻く環境の変化に対応するとともに、環境と安全に配慮した収集・運搬を推進

個別目標達成に向けた施策

施策		主な担当部署
①	ごみの分別品目について、法令やリサイクル技術の動向や、市民意識などを考慮しながら、必要に応じて見直しを行います。	久喜宮代衛生組合
②	収集運搬方法の効率化や、ごみ出し困難を伴う市民への対応など、より良い収集方法について検討します。	

基本目標達成のために市民が行うこと

1. すぐにごみになるもの、資源化しにくいものは買わないようにします。
2. ごみ出しルールに基づいて、正しく分別して出すことを徹底します。
3. 家庭や飲食店では、食べ残しが発生しないようにします。
4. 生ごみを出す場合は、水分を良く切り、ごみを減量します。
5. マイバッグやマイボトルを持参し、可能な限りレジ袋や使い捨てプラスチックは受け取らないようにします。

基本目標達成のために事業者が行うこと

1. 資源化できるごみの分別を徹底し、リサイクルします。
2. リサイクルBOXの設置に努めます。
3. ばら売りや量り売りを増やします。
4. 商品の過剰包装は控えます。
5. 使い捨てプラスチックの提供は控えます。
6. 飲食店では、食べ残しが発生しないよう利用者に呼びかけます。
7. フードバンク事業に協力します。
8. 環境配慮した製品の設計・製造・販売に努めます。

環境目標4

健康で安全・安心・快適に暮らせるまち

現状と課題

良好な生活環境の維持

本市では、大気、水質、騒音及び振動について、監視を定期的に行っています。

大気、騒音及び振動については、概ね環境基準を達成し、良好な状態が維持されていますが、水質については環境基準の超過がみられます。

引き続き、監視を継続するとともに、法令に基づく公害防止に向けた事業所・工場などへの指導の実施や事業者の自主的な環境配慮への取組の促進を行い、安全・安心に暮らせる良好な生活環境を保全していく必要があります。

環境美化、地域での生活環境問題への対応

本市では、「久喜市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例」に基づき、空き缶、たばこの吸い殻などごみのポイ捨て、犬のふんの投棄・放置の禁止などにより、美しいまちづくりを推進しています。

引き続き、市民や事業者のマナー向上・法令遵守に向けた取組やごみの散乱のない快適なまちづくりキャンペーン等の環境美化活動を拡充する必要があります。

また、ペットの飼育に関わる問題や生活騒音など、その予防や早期解決を図るための取組が必要となっています。

気候変動に対する適応策の推進

本市では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」について取組を進めており、今後は、気候変動の影響に備える「適応策」への対応も必要となります。

地球温暖化に伴う気候変動により、局地的大雨などによる水害や土砂災害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症（デング熱など）の拡大、農作物への影響等も想定されています。そのため、防災・健康・福祉、農業など他分野とも連携し、グリーンインフラを活用した地域の防災・減災力の強化対策や市民の防災意識の向上、熱中症予防の普及・啓発などを実施していくことが必要です。

持続可能でレジリエント[※]なまちづくり

近年、気候変動との関連性が指摘されている集中豪雨などの深刻化する自然災害などから市民の命と安全・安心な生活を守るため、国や県と連携しながら気候変動への適応策の強化を図り、まちの防災力向上と災害をはじめとしたあらゆる危機に柔軟に対応できる持続可能でレジリエントなまちづくり[※]を推進していく必要があります。

※ レジリエントとは弾力や柔軟性があるさまを意味し、自然災害などにより都市機能が壊れない強さ（強靭さ）ではなく、都市機能が壊れてしまってもすぐに回復する強さ（強靭さ）を持った「まち」のことをいう。

施策展開の方針

市民が健康に生活できる環境を確保するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導・許可、立ち入り検査の実施のほか、騒音・振動の発生防止に向けた取組を実施するなど、引き続き、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取組を実施していきます。

また、魅力的で快適なまちなみを形成・維持していくために、ごみのポイ捨て防止などまちの美化に関する市民意識の向上、廃棄物の不法投棄の発生抑止や、景観法等に基づく、開良好な景観づくりの取組を実施していきます。

さらに、気候変動がもたらす風水害をはじめとして、都市において想定されるさまざまな災害に対応するため、環境面から強靱なまちづくりの取組みを推進していきます。

関連する SDGs



環境指標

指標	現状値 令和 3 (2021) 年度	目標値 令和 14 (2032) 年度
大気汚染、河川水質、大気ダイオキシン類、水質ダイオキシン類、放射線の環境基準達成割合		
まちなみの美しさに対する市民の満足度 (満足+やや満足)	16.9%	20.0%

2034（令和12）年の将来イメージ

大気や河川、騒音、放射線などに対する調査・監視・指導の継続により、環境基準を達成し、都市・生活型公害への苦情が減っています。

ポイ捨てや不法投棄によるごみが少なくなり、美しいまちが維持され、人々が愛着を感じるみどり、眺望等の景観資源が維持されています。

また、国や県と連携し、短時間の集中豪雨などによる浸水被害や土砂災害の防止対策の強化が図られ、災害に強く安全・安心に暮らせるまちになっています。

将来イメージ、取組に合わせた写真やイラストを追加

基本目標達成のために市が行うこと

個別目標 (9) 公害防止対策の推進

24) 公害防止対策の推進

- ・法令等に基づく事業所・工場等への指導、立ち入り検査の実施など、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取組を実施

25) 監視、測定の実施

- ・大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類、放射線量など、市内の環境状態の監視・測定を実施

個別目標達成に向けた施策

	施策	主な担当部署
①	生活環境を保全するため、事業所や工場等に対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視や適切な指導を行います。	環境課 道路建設課
②	大型車が通る道路では、自動車交通騒音等を緩和する高機能舗装による整備等、道路環境の改善を進めます。	
③	生活道路へ通過車両が進入することを防ぐため、安全対策の見直しや交通規制の実施の検討、幹線道路（都市計画道路）の整備を進めます。	
④	大気中への石綿の飛散を防止するため、建築物の解体現場などにおける飛散防止対策について県と連携を図ります。	
⑤	大気、水質、騒音・振動などの監視・測定を行い、測定結果を公表します。	

個別目標 (10) 安全・安心な生活環境の保全

26) 環境美化の推進

- ・環境美化に対する市民・事業者のモラルの向上を促進
- ・まちの美化の取組として、「ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動」等を地域との協働で実施

27) まちなみ景観の向上

- ・景観法に基づく、景観形成の取組を実施
- ・地域の特徴を活かした久喜らしい景観づくりを推進

28) 災害に強いまちづくりの推進

- ・関係機関と連携しながら、風水害等に備えたハード整備や施設・設備の点検・維持管理を推進
- ・災害時に災害対策本部として機能を担う庁舎や避難所となる公共施設・学校等において、自立的エネルギーとして活用できるシステムの導入を推進
- ・道路の拡幅整備やバリアフリー等による避難路の確保、緑地等の整備による避難地の確保や延焼防止機能の強化など都市防災機能の強化を推進

個別目標達成に向けた施策

	施策	主な担当部署
①	快適で心地よい生活環境を維持するため、ごみやたばこのポイ捨てや犬のフン害防止等、まちの美化に関する市民の意識の向上を図ります。	環境課 消防防災課 道路河川課 都市計画課 都市整備課 下水道施設課
②	廃棄物の不法投棄に対する県や警察との協力関係を強化します。	
③	市民・事業者・行政が一体となってまちの環境美化を促進するため、地域で行う清掃活動を支援します。	
④	建築や建設などの行為、開発行為等にあたっては、景観や環境に配慮するよう指導を行います。	
⑤	地域の特色を活かした良好なまちなみを形成するため、地区計画の活用を検討します。	
⑥	空家、空き地について、所有者等へ適切な管理、必要な措置をとるよう要請等を行います。	
⑦	国や埼玉県、流域自治体と連携し、堤防強化対策などの治水事業を推進します。(再掲)	
⑧	下水道施設・貯留施設の整備、雨水貯留施設の設置促進、排水施設の整備や適切な管理の推進など、水害予防対策を推進します。(再掲)	
⑨	関係機関等と連携し、災害発生時における各種ライフラインや交通網の強靱性を確保します。(再掲)	

基本目標達成のために市民が行うこと

1. ごみやタバコのポイ捨てはせず、ペットのフンは必ず持ち帰ります。
2. 家庭ごみなどの野焼き、不法投棄はせず、適正に処理します。
3. 地域の美化運動に積極的に協力します。
4. エコドライブに努め、騒音や振動をまねくような自動車やバイクの運転は慎みます。
5. 建築物を新築・改修する際は、周辺の景観に配慮します。

基本目標達成のために事業者が行うこと

1. 法令や条例などに基づく規制・基準を遵守し、環境コミュニケーションを推進します。
2. 法律に基づき廃棄物を適正に処理します。
3. 事業所や周辺の清掃・美化に努めます。
4. 地域の美化運動に積極的に協力します。
5. 建築物を新築・改修する際は、周辺の景観に配慮します。

環境目標 5

みんなで取り組む環境づくりのまち

現状と課題

環境意識の醸成

本市では、市民、市民活動団体による自然環境の保全活動や省エネの推進活動、美化活動が数多く実施されています。

引き続き、このような取組を積極的に支援し広めていくとともに、市民・事業者のさらなる環境意識の向上を図り、自主的な行動につなげていく必要があります。

特に、未来を担う子どもたちへの環境教育の充実や地域ぐるみでの環境保全活動の活性化を図ることが必要です。

人材育成の強化

本市では、様々な活動団体による環境保全活動が展開されていますが、活動団体によっては参加者の高齢化、活動の後継者の確保などの問題を抱えています。

そのため、様々な主体が参加できる環境学習講座の充実などを図り、環境に配慮した行動をとることができる環境ボランティアや環境保全活動の推進役の育成が求められています。

環境保全活動の拡大

社会環境が急激に変化しているなか、地域における環境の課題も複雑多様化してきています。このような多様な地域の環境課題に対応するためには、今まで以上に市民・事業者の持つ能力や地域が持っている活力を生かしていくことが求められています。

そのため、市民・事業者の自主性や主体性を尊重しながら、互いの特性を生かして連携・協力する環境保全活動の推進が必要となっています。

環境関連情報の受発信の改善

環境意識の醸成や環境保全活動の拡大に向けては、正しい情報を適切なタイミングと伝達手段を持って広く発信していく必要があるほか、市民や事業者の環境活動の実践例や取組効果などを広く紹介し、活動情報を共有することも必要です。

そのため、より多くの市民や事業者の興味をひきつける情報発信の工夫や、環境活動に参加したくなるようなコンテンツの企画・実施を行っていく必要があります。

施策展開の方針

地球温暖化をはじめとする今日の環境問題は、国際的かつ広域的な対策のみならず、私たちのライフスタイルや事業活動を見直し、変えるだけでも、その解決に繋がるものです。

私たちには、次の世代も快適な生活が送れるよう「環境にやさしいまち」をつくりあげることが求められており、市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践するまちを実現していかなければなりません。

そのためには、家庭や学校、職場をはじめ、様々な機会で、子どもと大人が一緒になって環境について学び、考え、環境にやさしい暮らしを積極的に実践するための取組を展開します。

また、未来を担う子どもたちへの環境教育を実践し、学校や地域全体に環境活動の輪を広げていくほか、若い世代との意見交換や協働作業を行いながら、環境学習講座や環境イベントの参加を促進します。

関連する SDGs



環境指標

指標	現状値 令和3（2021）年度	目標値 令和14（2032）年度
環境学習講座の延べ参加者数		

2034（令和12）年の将来イメージ

家庭や学校、職場など様々な場面で、環境問題について正しい知識を学び、その解決に向けて積極的に行動できる市民や事業者が増え、持続可能な消費行動が生活習慣となって定着しています。

子どもから大人まで誰もが気軽に楽しみながら参加できる環境学習会やイベントが数多く開催されるなど、環境学習の機会も増え、市民・事業者・行政の協働による環境保全活動が積極的に行われています。

環境問題について気軽に学べる機会が増えたことで、多種多様な取組みが実践されており、環境活動の重要性や楽しさを伝える情報の受発信も盛んに行われています。

将来イメージ、取組に合わせた写真やイラストを追加

基本目標達成のために市が行うこと

個別目標（11） 環境教育・環境学習の推進

29) 学校における環境教育の充実

- ・次世代における環境問題解決の担い手となる児童・生徒への環境教育について、学習用端末などの ICT を活用しながら、身近な環境問題や SDGs、気候変動問題などに関する教育の取組を推進
- ・環境教育に関して、専門家のほか、民間の環境活動団体や事業者、埼玉県環境アドバイザーなどの地域の人材を積極的に活用

30) 地域における環境学習機会の拡充

- ・環境学習講座等により、地域で活躍する環境活動・環境教育の担い手を育成するとともに、環境ボランティアが活躍する場や機会を創出
- ・幅広い世代の興味を引き付ける環境学習の企画の立案や、ICT を活用した情報発信や気軽に環境活動に参加しやすくなる工夫を実施

個別目標達成に向けた施策

	施策	主な担当部署
①	次世代を担う小中学生を対象に、SDGsや気候変動をめぐる問題の意識付けを行います。	環境課 指導課
②	身近な環境問題を取り上げた学習教材を各学校で活用します。	
③	環境教育に関して、専門家のほか、民間の環境活動団体や事業者、埼玉県環境アドバイザーなどの地域の人材を積極的に活用します。	
④	市民・事業者の環境保全意識向上のため、環境学習の機会の充実を図ります。	
⑤	市民・事業者の環境学習の拠点となる場所の拡大・充実を図ります。	
⑥	環境学習活動に講師の派遣等の支援を行うよう努めます。	
⑦	省エネルギーに関するセミナーを通じて省エネルギー意識の向上に努めます。	

個別目標（12） 環境に配慮した行動の実践

31) 環境負荷の少ないライフスタイル・ワークスタイルへの転換

- ・市民・事業者に対する適切な環境関連情報を提供
- ・市民・事業者の自主的な環境に配慮した活動を支援

32) 環境活動情報の共有

- ・メディアや SNS を含めたさまざまな媒体や ICT の活用により、効果的な環境活動の情報を発信
- ・市民や事業者等の各主体が持つ情報や知識・経験などが共有できる、双方向の情報受発信を積極的に展開できる仕組みづくりを推進

個別目標達成に向けた施策

	施策	主な担当部署
①	電気・ガスの節約や利用の効率化、地産地消の推進など、市民や事業者のエコライフ活動や省エネルギー行動の普及を促進します。	環境課 資源循環推進課 久喜宮代衛生組合
②	ごみの減量化や再資源化を推進するため、広報紙や市ホームページなどで、5Rの推進、環境に配慮した事業活動やグリーン購入の重要性などについて普及・啓発活動を推進します。	
③	エコドライブの定着に向けた普及・啓発活動を推進します。	
④	事業所における環境マネジメントシステム（エコアクション21、ISO14001など）の導入を促進します。	
⑤	環境問題に係る情報の収集・提供を行います。	
⑥	市民・事業者が行う環境保全活動について周知を行います。	
⑦	環境問題に係る効果的な情報の受発信の方法について検討を図ります。	

個別目標（13） 協働による環境活動の推進

33) 環境ボランティアの育成

- ・環境学習講座等の開催を通じて、学校や地域での環境体験学習で助言・指導ができる環境ボランティアを育成

34) 環境に配慮した活動への支援

- ・市民や事業者が自主的に行う環境活動を支援
- ・経済活動と環境配慮の両立をめざす中小企業の取組を支援

35) 協働による環境活動、イベントの充実

- ・市内の環境団体やボランティア、学校、企業等と連携し、子どもから大人まで誰もが楽しく、気軽に参加できる環境活動やイベントの開催・充実

個別目標達成に向けた施策

	施策	主な担当部署
①	環境保全活動をけん引する市民団体やボランティアの次世代の人材育成を図ります。	環境課
②	市民・事業者が環境保全活動へ参加できる機会の充実を図ります。	
③	環境保全に貢献している市民団体を支援します。	
④	環境教育の機会を増やすため、子どもから大人まで参加できる環境イベントの定期開催や市民団体・事業者・学校・地域が実施する環境への取組を支援します。	
⑤	環境活動の更なる拡大を図るため、環境保全活動を行うグループ間の交流を促進します。	

基本目標達成のために市民が行うこと

1. 地域で行われる環境に関する活動やイベントに積極的に参加します。
2. 環境に関する講座に積極的に参加します。
3. 書籍やホームページなどを活用して、自主的に環境学習に取り組めます。
4. 環境学習で得たことを、日常生活における環境配慮行動に活かします。
5. 自らの知識や経験、技術を活かして、地域の環境保全活動に貢献します。

基本目標達成のために事業者が行うこと

1. 地域で行われる環境に関する活動やイベントに積極的に協力しましょう。
2. 自主的な環境保全活動に関する情報発信や体験型環境学習プログラムの提供など、環境コミュニケーションを推進します。
3. 環境に配慮した事業活動に関する研修や勉強会等を開催し、従業員の環境意識向上を図ります。
4. 研修や勉強会等で得た知識や技術を、環境に配慮した商品開発やサービスの提供につなげます。
5. 事業者同士で活動のノウハウを共有するなどして、地域のネットワークづくりにつなげます。